

デサント健公告 第1号
令和4年2月21日

被保険者各位

デサント健康保険組合
理事長 土橋 晃



任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条に規定する令和4年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、令和3年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額を、標準報酬月額の上限とすることになっており、下記のとおり決定しましたので公告いたします。

記

1. 平均標準報酬月額 : 288,102円
2. 標準報酬月額 : 280,000円(21等級)
3. 適用年月日 : 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

以 上